[**廃棄物管理の基礎を学ぶ(その1)【初心者向け】**](https://www.amita-oshiete.jp/column/entry/006483.php)

新しく廃棄物管理担当者となった方向けに「廃棄物の区分と種類」「[許可と契約書](https://www.amita-oshiete.jp/column/entry/006482.php)」「[マニフェスト](https://www.amita-oshiete.jp/column/entry/006481.php)」「[現地確認](https://www.amita-oshiete.jp/column/entry/006480.php)」の基礎について4つの記事があります。一般廃棄物と産業廃棄物の違います。

**廃棄物の区分と種類をしっかり把握する**

廃棄物管理を担当する際に一番重要なことは、自社の事業場からどのような廃棄物が出るのか把握することです。そして、その廃棄物が一般廃棄物と産業廃棄物のどちらに区分され、産業廃棄物ならばどの種類になるのか、理解することです。 前任の方から業務を引き継ぐ場合は、廃棄物の区分や種類は明確になっていると思いますが、どうして産業廃棄物となるのか（あるいは一般廃棄物となるのか）、下記の基準を参考に一度確認してみてください。

事業場から排出する廃棄物の区分や種類を間違えて処理を行なうと法令違反になる場合があります。例えば、産業廃棄物に区分すべきものを一般廃棄物として処理会社に委託してしまうと、最悪の場合、無許可業者への委託とみなされ、排出事業者に1千万円以下の罰金か5年以下の懲役（もしくはその両方）が課される可能性があります。（法25条1項６号）

**廃棄物の区分と種類**

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の区分 | |
| 一般廃棄物 | 産業廃棄物以外の廃棄物 |
| 産業廃棄物 | 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定める次の20種類に該当するもの |

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定める次の20種類に該当するものが産業廃棄物になります。13～19の廃棄物は、特定の事業活動（業種限定）から出る場合のみ産業廃棄物になります。種類ごとの産業廃棄物の具体例や業種限定の内容は、自治体のウェブサイトや[日本産業廃棄物処理振興センター「学ぼう産廃」](http://www.jwnet.or.jp/waste/)などに詳しく書かれていますので、そちらをご覧ください。

**あらゆる事業活動に関わるもの(どの事業者から出ても産業廃棄物)**：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん

**業種限定のあるもの(特定の業種・事業活動から出た場合のみ産業廃棄物)**：紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体

|  |  |
| --- | --- |
| 特殊なもの | |
| 20 | 産業廃棄物を処分するために処理したもので、1~19の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物） |

一般廃棄物と産業廃棄物の中で、爆発性や毒性、感染性があり取扱に注意が必要なものについては、特別管理一般廃棄物や特別管理産業廃棄物に指定され、通常の廃棄物とは別に管理します。

**「許可と契約書」**について、廃棄物の区分と種類が分かったら、それぞれの廃棄物を取り扱う許可を持った会社に処理を委託します。また、産業廃棄物の処理を委託する場合には、法律で定められた事項を記載した契約を取り交す必要があります。

**産業廃棄物の処理は許可を持った処理会社に委託します**

自社の事業場から出る産業廃棄物の処理を行うには2つの方法があります。1つは、事業場の中に産業廃棄物を処分する設備や工程を作るなどして、自社内で処理を行う方法です。こちらは、自社の業務の中で産業廃棄物処理が完結するため、不法投棄や不適正処理などの問題が起こりにくいともいえます。しかし、処理設備の導入に関わる費用や用地の確保などの問題があり、どの事業場でも自社内で処理が行えるというものではありません。そこで多くの場合、産業廃棄物を適正に処理できる設備や技術をもった処理会社に処理を委託することになります。これが、2つ目の方法です。この処理会社とは、都道府県などの地方自治体から、産業廃棄物の処理を業として行うことが認められている会社のことです。

**廃棄物処理の事業許可の区分**

廃棄物処理の事業許可は、業務の内容によって異なります。また、同じ内容の業務でも、一般廃棄物と産業廃棄物とでは許可を出す自治体が異なります。下表は許可の区分と許可を出す自治体をまとめたものです。なお、ここでは、収集運搬業許可とは廃棄物の収集や運搬（輸送）を受託して行う際の許可のことです。また、処分業許可とは、廃棄物の破砕、焼却、埋立、再資源化などを受託して行う際の許可を指します。

**事業者に許可を出す自治体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収集運搬業許可 （積替え保管含まない） | 収集運搬業許可 （積替え保管含む） 処分業許可 |
| 一般廃棄物 | 市町村 | 市町村 |
| 産業廃棄物 | "原則"都道府県 | 都道府県及び政令市 |

産業廃棄物の処分業許可を出すことの出来る自治体の一覧は、「[2021年、現地確認の義務化自治体とその実施方法に関する自治体見解、最新動向！](https://www.amita-oshiete.jp/qa/entry/015372.php)」をご確認ください。

**産業廃棄物の処理委託には契約書が必要**

廃棄物の処理を委託する際には、委託先の処理会社が適正な許可を持っていなければなりません。処理会社は、処分を行う場所の自治体から、処分方法と処分可能な産業廃棄物について許可を受けています。処理会社の持っている許可に、自社が委託する産業廃棄物の種類が含まれているか確認しましょう。収集運搬の委託に際しては、その収集運搬会社が廃棄物を積み込む場所と荷降しをする場所の自治体から許可を受ける必要があります。

**収集運搬業と処分業の許可**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収集運搬業許可 | 処分業許可 |
| 一般廃棄物の処理委託 | ・荷積地と荷降地の許可が必要 | ・処分地の許可が必要 |
| 産業廃棄物の処理委託 | ・荷積地と荷降地の許可が必要 ・委託する種類ごとに許可が必要 | ・処分地の許可が必要 ・委託する種類の許可 ・委託する処分方法の許可が必要 |

なお、許可証について詳しく知りたい方は、「[都道府県、政令市、中核市・・・産業廃棄物の許可自治体が変更された時、担当者が気を付けないといけない2つのポイント](https://www.amita-oshiete.jp/qa/entry/002178.php)」をご確認ください。

**産業廃棄物の処理委託には契約書が必要**

産業廃棄物の処理を委託する際には、書面で契約を締結することが法律で定められています。 契約書を取り交す際のポイントは次の3つになります。

**（1）収集運搬と処分それぞれの委託先と契約を結ぶ**

産業廃棄物の収集運搬を委託する場合、処分を委託する場合、それぞれの相手先と直接契約を結びます。同じ会社に委託する場合は契約書を一つにまとめることができますが、（2）（3）で求められる内容が省略できるわけではありません。

**（2）法律で定められた事項を契約書に記載する**

契約書に記載しなければならない内容は法定記載事項と呼ばれ、詳細に定められています。詳しく知りたい方は、「[産業廃棄物処理委託契約書には、法律で決められている記載事項があると聞いたのですが？](http://www.amita-oshiete.jp/qa/entry/000513.php)」をご確認ください。

**（3）契約書には処理委託先の許可証を添付する**

先ほど、適正な許可を持った会社に委託すると書きましたが、そのことを書面で確認するために契約書には許可証の写し（コピー）を添付することになっています。ここで許可証とは、自治体から許可を受けた際に交付される証書のことです。 事業場から排出される廃棄物の区分や種類を把握し処理を委託できる会社を見つけ、契約書を締結したら、実際に廃棄物を引き渡すことになります。

**「マニフェスト」**について、産業廃棄物を引き渡す際は、廃棄物管理票（以下、マニフェスト）を交付する必要があります。マニフェストの意味から返送期限、また交付状況報告書までお伝えします。

**マニフェストを運用する目的は？**

排出事業者は、廃棄物の種類や数量、運搬先、処分先などの適正処理に必要な情報をマニフェストに記載して、収集運搬会社に交付します。よく宅急便の伝票に例えられますが、宅急便の伝票がどこ（誰）からどこ（誰）へ品物を運ぶのか記載していれば良いのに対して、マニフェストは、どのような廃棄物がどこから排出され、誰が運搬して、どの処理会社で処分が行なわれるのか、法律で定められた事項を記載しなければなりません。  
  
また、宅急便の伝票は運送会社が品物の送り先や到着日時を間違えないために運用されていますが、マニフェストは排出事業者が自社の廃棄物が適正に処理されているのか確認するために運用します。つまり、マニフェストを運用する義務は排出事業者にあるのです。

マニフェストの法定記載事項や交付してから返送されるまでの流れについては、「[マニフェストの流れと、法定記載事項について教えてください](http://www.amita-oshiete.jp/qa/entry/000605.php)」「[産業廃棄物 マニフェストの交付・書き方で注意する点は？記入間違いを防ぐ方法を教えてください。](https://www.amita-oshiete.jp/qa/entry/010827.php)」をよく調べて勉強します。

[テキスト

中程度の精度で自動的に生成された説明](https://www.amita-oshiete.jp/column/assets_c/2022/03/denshimanifesto-28034.php)図:紙マニフェスト  
出典：京都市情報館「産業廃棄物管理票交付等状況報告書　参考資料」より

[グラフィカル ユーザー インターフェイス, アプリケーション

自動的に生成された説明](https://www.amita-oshiete.jp/column/assets_c/2022/03/manidesto-28035.php)

図：マニフェストの仕組み（アミタ株式会社作成

###### マニフェストの管理で注意すべきこと

先ほどマニフェストを運用する義務は排出事業者にあると書きましたが、マニフェストを運用する際に必要な業務は次の4つになります。  
  
廃棄物管理の現場では、必要事項を印字したマニフェストを収集運搬会社が持って来て、排出事業者は署名と捺印を行うだけという場合も多くあります。このような場合でも、マニフェストを交付する義務は排出事業者にあるということを念頭において、収集運搬会社が記載した内容に漏れや間違いがないか、処理委託契約書の内容と相違ないかなどを確認してから、交付をするようにしてください。

▼マニフェストの運用義務

|  |
| --- |
| マニフェスト 運用義務 |
| 法律で定められた事項を全て記載して交付すること |
| 返送されたマニフェストの記載内容を確認すること |
| 交付したマニフェストの控えと返送されたマニフェストは5年間保存すること |
| マニフェストの返送期間や記載内容に不備があった場合は行政に報告すること |

マニフェストは、収集運搬・中間処理・最終処分と、それぞれの処理工程が完了した時点で、処理を委託した事業者から返送される仕組みになっています。マニフェストを交付してから返送されるまでの期間も収集運搬と中間処理では90日、最終処分については180日と定められており、期間内にマニフェストが返送されるよう管理しなければなりません。なお、特別管理産業廃棄物に関しては期限が異なりますので、図表をご確認ください。

▼マニフェストの返送・報告期限

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | B票  運搬終了 | D票  処分終了 | E票  最終処分終了 |
| 産業廃棄物 | 90日 | 90日 | 180日 |
| 特別管理産業廃棄物 | 60日 | 60日 |

マニフェストは期間内に返送されていれば良いと思われがちですが、返送されたものに記載漏れが無いか、記載されている中間処理会社や最終処分会社が処理委託契約書で定められた会社であるか等、確認する必要があります。  
  
実際にマニフェストの返送期限が過ぎてしまった場合や返送されたマニフェストに記載漏れがあった場合には、委託した廃棄物の処理の状況を収集運搬会社や中間処理会社に確認して、必要な措置を講じた上で、行政に報告しなければなりません。

**マニフェストの交付状況を報告**

マニフェストの交付と返送管理の他に、排出事業者は、毎年6月30日までに前年度（4月1日～3月31日）のマニフェスト交付状況を取りまとめて行政に報告する必要があります。電子マニフェスト利用分は報告が不要です。  
  
マニフェストを交付した事業場ごとに、都道府県等に報告しなければならないため、報告していない事業場がないよう注意が必要です。

▼産業廃棄物管理票交付等状況報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 報告対象 | 排出事業者が事業場ごとに報告 |
| 報告内容 | 排出事業場の名称・住所・電話番号・業種 産業廃棄物の種類・数量・マニフェスト交付枚数 運搬受託者の名称・住所・許可番号 処分委託先の名称・住所・許可番号 |
| 報告日 （対象期間） | 毎年6月30日まで（前年度の交付状況） |
| 報告方法 | 排出事業場のある都道府県等に法律で定められた様式の報告書を提出 |

###### 電子マニフェストとは

本記事では紙マニフェストについて解説してきましたが、マニフェストの運用方法には、情報システムを通じて運用する電子マニフェストもあります。電子マニフェストの場合は、法律で定められた事項を全て入力しなければ交付できないことや、返送期限が近づくと自動的にアラームが出ること、交付等状況報告書の作成が不要なことなどの情報システムならではのメリットがあります。

一方で、電子マニフェストシステムを利用するには、利用料がかかることや、排出事業者・収集運搬会社・処理会社の三者が電子マニフェストシステムに加入していないと利用できないなどの制約があります。

**「現地確認」**について、廃棄物処理法では、排出事業者責任として、産業廃棄物の処分が終了するまで処理状況を確認することが努力義務として定められています。現地確認の意味から、確認ポイントまでご紹介します。

###### 廃棄物を適正に処理する責任は排出事業者にある

事業場から排出される産業廃棄物について、適正な許可を持った処理会社に委託し、マニフェストを交付するまでが排出事業者の役割であり、委託後はマニフェストの返送なども含めて処理会社の責任で適正処理が行われると考えがちです。  
  
確かに処理会社とは書面で契約を結び、相応の委託費用を支払いますので、特に問題が起こらなければ、処理が完了するまで排出事業者が関与することはありません。しかし、一旦廃棄物に関するトラブルが起きてしまった場合、その責任が排出事業者に及ばないとは限りません。実際に、不法投棄などの不適正処理が発覚した際に、排出事業者の責任が問われ行政処分を受けたケースも数多くあります。  
  
また、廃棄物処理法には、排出事業者の責任として次のことが書かれており、排出事業者は産業廃棄物の最終処分が終了するまで処理の状況に関する確認を行なうことが努力義務として求められています。

＜**排出事業者責任＞**

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。  
（廃棄物処理法第12条第7項抜粋）

このように処理委託先の法令違反に起因する廃棄物のトラブルを未然に防ぐという目的と、廃棄物処理法の法定要件の遵守を目的にして、産業廃棄物の適正処理の確認を廃棄物管理の重要な業務として位置づける企業が増えています。

また、法律上では努力義務として位置づけられていますが、自治体によっては条例や要綱の中で現地での確認を義務付けている場合もあるので確認が必要です。2021年の現地確認については、「[2021年、現地確認の義務化自治体とその実施方法に関する自治体見解、最新動向！](https://www.amita-oshiete.jp/qa/entry/015372.php)」を調べて勉強してください。

###### 処理の状況を確認するポイントは

「処理会社の業務のうちで、この部分を見れば処理の状況を確認したことになる」という明確な基準や法定要件はありません。適正処理を確認するためのポイントをまとめるとすれば、次の点があげられます。

|  |  |
| --- | --- |
| 法令の遵守 | ・処理委託契約書やマニフェスト記載の通りに処理が行われているか。 ・廃棄物処理法やその他の法律に違反する操業がなされていないか。 |
| 取引先としての信頼性 | ・自社の業務の一部を委託する事業パートナーとして、将来的にも良い関係を築いていける相手なのか。 |

###### どのように処理の状況を確認するのか

まずは、処理委託契約書をもとに、産業廃棄物の種類ごとに処理委託先や処理方法などをフロー図にまとめることから始めます。そして、返送されたマニフェストと照合して、契約書記載の通りに処理が行われていることを確認します。マニフェスト管理の一環として、マニフェストが返送されるたびに確認することをお勧めします。  
  
また、インターネットを利用して、処理委託先の情報を集めることも可能です。下記にポイントをまとめています。

情報収集のポイント

* 処理会社が自社のwebサイトで積極的に情報公開をしているか。
* [産廃情報ネット](http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_main.php?Param1=0)（※）に優良産廃処理業者もしくは情報公開事業者として許可の内容や会社情報、施設及び処理の状況等が公開されているか。
* 自治体のWebサイトに過去に受けた業務停止命令などの情報が掲載されていないか。

※ 産廃情報ネット  
財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産業廃棄物処理業者のデータベース。処理業者が自ら登録した情報が掲載されている。

インターネット等で確認するだけでなく、処理施設や事務所を訪問して処理の現場を実際に確認する現地確認もあります。現地確認に行く際の注意点は本サイトでも何度か紹介していますので、「[現地確認に行くのですが、どんな準備をしておけば当日困らないでしょうか？](http://www.amita-oshiete.jp/qa/entry/001121.php)」等を調べて参考します。  
  
　また、条例で処理委託先の確認方法を定めている自治体や、社内規定を作って確認方法を決めている会社もあります。自治体の条例や社内の規定等が無い場合でも、処理委託先の会社数や委託する廃棄物の量、委託の頻度などを勘案して、適正処理を確認する方法を会社や事業場ごとに取り決めておくと良いでしょう。